



東京都立第五商業高等学校と東京都立八丈高等学校との協力に関する 包括連携協定書

東京都立第五商業高等学校（以下「甲」という。）と東京都立八丈高等学校（以下「乙」という。）は、甲と乙との協力関係に関する基本的事項を定め、相互の発展と、地域や社会の発展に資するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙との密接な連携、相互協力の充実等により、当該事業の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、主に次に掲げる事業の計画、実施等について連携し、協力するものとする。

- (1) 教育や文化、伝統の振興に関する事業
- (2) 地域や社会の活性化に関する事業
- (3) そのほか、甲及び乙が協議して必要と認める事業

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定日から令和2年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙から改定の申し入れがないときは、さらに1年間継続するものとし、その後もまた同様とする。

（連携協議）

第4条 本協定を実効性あるものにするため、甲及び乙は、年1回以上、協力事項に関する協議を行うものとする。

（協定の改廃）

第5条 本協定書の改廃にあたっては、甲、乙協議の上、行うものとする。

（定めのない事項）

第6条 この協定に定めるもののほか、甲と乙との連携、協力に関し必要な事項については、両者協議の上、別に定めものとする。

上記の協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年6月4日

甲 東京都立第五商業高等学校長

小川

孝



乙 東京都立八丈高等学校長

佐藤

俊一

